

藤岡市奨学資金制度のご案内

藤岡市では、進学の見込みと能力を有するにもかかわらず経済的な理由により修学困難な学生を支援するため、奨学資金制度を設けています。令和6年度より貸与要件である保護者等の家計基準を緩和しました。

申請期間 令和7年2月3日（月）～2月28日（金）

対象者（貸与条件など）

- 市内に1年以上居住している世帯の学生または生徒で、大学、短大、高等専門学校、高校、専修学校（修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。）に在学している者もしくは入学しようとする者
- 学力優秀、品行方正である者
- 経済的理由により、学資支出に困難な世帯の学生及び生徒（※裏面家計基準を参照）
- その他：連帯保証人が2名必要になります。

①保護者等（1人）

②保護者等以外（1人）※市内に居住し、一定の職業を持ち、奨学生及びその保護者等と生計を別にする成年者。ただし、市内で連帯保証人が得られない場合には、市外に居住する方も可能です。

貸与額

区 分		月 額
高等学校・高等専門学校		30,000円以内
大学（大学院を除く）		60,000円以内
専修学校	高等課程	30,000円以内
	専門課程	60,000円以内

貸与方法

毎月、年に2回（4月と10月）、年に1回（4月） ※選択できます。

※貸与開始年度の4月分の貸与は、5月分の貸与時に合わせて振込となります。

貸与期間

定められた修業年限内

利息

無利子 ※正当な理由がなく返済を遅延したときは、延滞利子を付することがあります。

家計基準 ※日本学生支援機構の第二種奨学金の基準と同じです。

保護者等の貸与等要件基準額が 381,500 円以下であること

【計算式】 父及び母 2 人分の合計額により判定する。

$$\text{貸与等要件基準額} = \text{課税標準額 (課税所得額)} \times 6\% - \text{市町村民税調整控除額} \\ - (\text{多子控除}) - (\text{ひとり親控除})$$

※多子控除：保護者等が 2 人を超える子どもを扶養している場合、
2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除

※ひとり親控除：ひとり親世帯の場合、40,000 円を控除

課税標準額（課税所得額）及び市町村民税調整控除額は、住民税決定通知書
で確認することができます。マイナンバーカードをお持ちの場合には、マイナポータルから
「あなたの情報」より確認も可能です。



(参考) 収入・所得の上限の目安 (モデルケース)

表中の数字は、あくまで目安です。世帯構成等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、
下回っていても対象とならない場合があります。

世帯人数	家族構成	★が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	★が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2 人	本人、親 1 (★)	1,166 万円	893 万円
3 人	本人、親 1 (★)、親 2 (無収入)	1,113 万円	879 万円
4 人	本人、親 1 (★)、親 2 (☆)、中学生	1,250 万円	892 万円

※親 2 (☆)は、例として、給与所得の場合(左表)は収入 300 万円、給与所得以外の場合(右表)は所得 200 万円とした場合。

申請時の提出書類

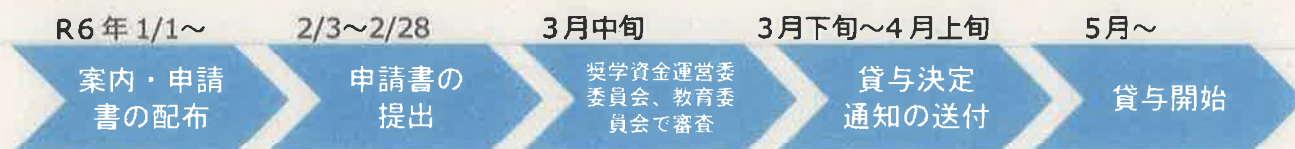
奨学資金申請書	様式は市ホームページ教育総務課のページよりからダウンロードするか、 教育総務課で配布しています。
奨学生推薦書	
同意書	
世帯全員の住民票の写し (本籍・続柄記載)	市役所(市民課)、鬼石総合支所(鬼石振興課)で取得 コンビニ交付された住民票でも可
保護者等の所得がわかる書類 ※ただし、同意書の提出があれば 不要です。	令和 6 年度 所得課税証明書 (詳細) ※必ず、奨学金に必要なため「課税標準額」「市町村民税調整控除 額」が記載された証明書が必要になることを窓口で伝えて下さい。 (令和 6 年 1 月 1 日に藤岡市に住所が無い場合にはお問合せください。)

※申請内容によって上記のほかに書類が必要になる場合があります。

返済期間

貸与期間の2倍に相当する期間。卒業後1年の猶予期間を置き、返済開始

申請の流れ



貸与決定

貸与要件を満たしている方の中から、奨学資金運営委員会において審議・選考のうえ、市長の同意を得て教育委員会が決定します。

選考の結果は、申請者本人あてに4月初旬までに通知します。

決定後の提出書類

奨学資金借用証書	
誓約書	様式は市ホームページ教育総務課のページからダウンロードするか、教育総務課で配布しています。
口座振込依頼書及び通帳のコピー	
印鑑登録証明書	連帯保証人2名とも必要になります。 市役所(市民課)、鬼石総合支所(鬼石振興課)で取得 コンビニ交付も可能です。
令和6年度 市町村税等完納証明書	連帯保証人(保護者等以外)の方について必要になります。 市役所(納税相談課)、鬼石総合支所(鬼石振興課)で取得 納税証明書とは違います。滞納がないことの証明書になります。
令和6年度 所得課税証明書	連帯保証人(保護者等以外)の方について必要になります。 市役所(税務課)、鬼石総合支所(鬼石振興課)で取得 コンビニ交付も可能です。
在学証明書	入学後(4月1日以降)のもの。

提出場所・問い合わせ先

藤岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係
藤岡市総合学習センター 教育庁舎 2階

Tel: 0274-50-8211 / 藤岡市藤岡 1485 番地

★市ホームページに掲載されている「令和7年度藤岡市奨学金のご案内」も併せてご覧ください。

★不明な点等あれば教育総務課へ直接お問合せください。

